

貸付制度のご案内

● 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

児童養護施設等の退所者及び入所者の円滑な自立を支援するため、資金の貸付を行います。

	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
対象者・貸付期間	<p>児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち</p> <p>①保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学等に進学する方、又は在学している方 ▶在学期間</p> <p>②保護者等からの経済的な支援が見込まれない就職者で、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消、休業等で収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方 ▶6か月間</p>	<p>児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方のうち</p> <p>①保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学等に進学する方、又は在学している方 ▶在学期間</p> <p>②保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方 ▶退所又は委託解除後2年内 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、3年以内)</p>	<p>児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方で、就職に必要となる資格の取得を希望する方 (児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内で、大学等に在学している方を含む。) ▶一括貸付</p>
貸付額	<p>①は月額5万円 (新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が減少し、経済的に厳しい状況にある場合は、在学期間のうち6か月間は月額8万円)</p> <p>②は月額8万円</p>	<p>1か月当たりの家賃相当額</p> <p>※居住地域における生活保護制度上の住宅扶助基準額（単身世帯の額）を上限とする。</p>	<p>資格取得に必要な費用の実費で、25万円以内</p> <p>※資格取得等特別加算費及び資格取得のための公的援助費を控除した額</p>
返還免除	<p>①は大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き業務に従事したとき</p>	<p>就職した日から5年間（①は卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間）引き続き業務に従事したとき</p>	<p>就職した日から2年間（大学等への在学者は卒業後1年以内に就職し、かつ、2年間）引き続き業務に従事したとき</p>
備考	隨時募集／無利子／原則として連帯保証人が必要		

● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭や、自立に向けて意欲的なひとり親家庭の親に対し、自立の促進を図るため、資金の貸付を行います。

	訓練促進資金		住宅支援資金 NEW
対象者	入学準備金	就職準備金	児童扶養手当の支給を受けている方であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
貸付額	50万円以内	20万円以内	
返還免除	養成機関の課程を修了し、資格を取得した日から1年以内に就職し、県内において取得した資格が必要な業務に従事し、かつ、5年間引き続き従事したとき	入居している住宅の家賃の実費であつて月額4万円以内（上限12か月）	現に就業していない方が貸付を受けた日から1年以内に就職、又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業したとき
備考	随时募集（入学・就職から申請までの期間により貸付対象外となる場合あり）／連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は返還の債務の猶予期間中は無利子、履行猶予期間経過後の利率は年1%		

詳しくは、岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部（TEL019-601-7023）までお問合せください。